

令和4年5月（第5回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年5月11日（水）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 会議室

3. 出席委員（14名）

1 番	荒川 忠一（筆頭代理）	2 番	齊藤 保（次席代理）
3 番	内田 一正	4 番	松野 隆
5 番	富嶋 雄治	6 番	渡邊 久則
7 番	松本 功	8 番	上村 直嗣
9 番	中村 光博	10 番	中川 恭一
11 番	渡邊 義幸	12 番	坂田 俊明
13 番	坂田 成喜	14 番	岩村 久雄（会長）

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 農地の賃貸借権の合意解約について
日程第3	報告第2号 許可不要転用届について
日程第4	報告第3号 非農地証明について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第9	令和4年 第6回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	松本 浩治	農地係長	澤田 洋子
主 査	井 敦子	主 事	上村 洸二

6. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和4年第5回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、農業委員14名全員出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。1番荒川忠一委員、10番中川恭一委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 農地の賃貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

賃貸借の部が2件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 許可不要転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届出の報告とします。
次に、日程第4 報告第3号 非農地証明について、ご報告を申し上げます。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、非農地証明の報告とします。
次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利
移動の許可申請について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。
番号1番につきましては、11番渡邊義幸委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いします。

(11番委員)

調査報告いたします。

5月6日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター、トラックを所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻・庭木で、申請地には甘藷を作付するとの事です。農作業の従事につきましては、本人が経験年数20年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、15,933㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について渡邊義幸委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、井川寿範推進委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(井川推進委員)

調査報告いたします。

5月4日に譲渡人、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、コンバイン、トラクター、田植機、乾燥機等を所有しており問題ありません。

主に生産される作物はきゅうりで、申請地にはきゅうりを作付するとの事で

す。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数５年、年間３００日、妻が経験年数５年、年間３００日となっております。

取得後の農地の面積については、９，９８６㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

（議長）

只今、番号２番について井川寿範推進委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

（委員一同）

はい。

（議長）

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第６ 議案第２号 農地法第５条第１項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第２号を説明》

（議長）

ただいま、議案第２号につきましてご説明いたしました。

転用のための所有権移転の部 番号１番につきましては、井川寿範推進委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(井川推進委員)

5月6日に代理人と立ち合い、現地調査を行いましたので、ご報告します。
今回の申請は、申請者が貸し資材置場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に
適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

入り口部分に土地改良区の水路がありますが、水路の占有許可書の提出がさ
れておりますので問題ありません。

加えて、そうめん滝からの灌漑用水路ですので、利用につきましては水路に
鉄板を掛けて渡るとの計画で、土砂の流出があった場合には、速やかに土砂を
撤去することをお願いしております。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について井川寿範推進委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての
項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付するこ
とに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、6番渡邊久則委員に調査をいただいております。

ます。

補足説明をお願いいたします。

(6 番委員)

5 月 3 日に堀部推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が建設用重機の駐車場及び資材置場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりがあるが 10 ヘクタール未満の第 2 種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号 2 番について 6 番渡邊久則委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、転用のための使用貸借権設定の部 番号 1 番につきましては、8 番上村直嗣委員に調査いただいております。

補足説明をお願いいたします。

(8 番委員)

4 月 28 日に富永推進委員と共に現地調査を行いましたので、ご報告します。
今回の申請は、申請者が農業用倉庫を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について、申請地は、農用地区域内農地ですが、農用地利用計画において指定された用途である農業用施設の整備であることから、不許可の例外に該当し、転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(議長)

只今、番号 1 番について 8 番上村直嗣委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第 7 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第 3 号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件をご審議いただきたいと思います。

まず、賃借権設定の部 番号4番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号4番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

所有権移転の部でございます。

番号1番につきまして、公社の買い入れの案件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

番号２番から番号３番につきましてが公社からの売り渡しの案件でございます。

番号２番につきましては、１３番坂田成喜委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

（１３番委員）

報告いたします。

４月１３日に譲受人と熊本県農業公社、岩村会長、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、人参・ミニトマト・大根を中心に農業経営を行っており、耕作面積は３０町ほどあります。

今回の申請地は、元の所有者の希望により、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の１町６反以上耕作されているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議よろしくお願い致します。

（議長）

只今、番号２番について坂田成喜委員より補足説明をいただきました。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしいでしょうか。

（委員一同）

はい

（議長）

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

番号３番につきましては、１番荒川忠一委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(1 番委員)

報告いたします。

4 月 13 日に譲受人と熊本県農業公社、松本農業委員、会長、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、西瓜・水稻を中心に農業経営を行っており、耕作面積は 2 町 8 反ほどあります。

今回の申請地は、元の所有者の希望により、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の 1 町 6 反以上耕作されているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議よろしくお願い致します。

(議長)

只今、番号 3 番について荒川忠一委員より補足説明をいただきました。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第 9 令和 4 年第 6 回委員会の日時について申し上げます。次回は 6 月 10 日、午後 2 時より JA かみましき益城支所会議室で開催いたします。予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意しました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1 番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年5月11日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員